

載スルコトトシ本案ハ此ノ儘之ヲ可決スベキ
旨全會一致ヲ以テ議決ス(一月二十八日右訂
正案ノ御下付アリ)
仍テ鈴木審査委員長閉會ヲ宣ス
(午前十一時四十分閉會)

北「サガレ」ニ於ケル日本國ノ石油及石炭利權ノ
移讓ニ關スル議定書締結ノ件外一件審査委員會

昭和十九年三月二十八日(火曜日)午後右兩
件ノ御諮詢アリ之ヨリ先事案ノ緊急ナル
ニ鑑ミ豫メ外務當局ヨリ送付ヲ受ケタル
議案ヲ同日午前中ニ於テ樞密顧問ニ配付
シ翌二十九日(水曜日)ノ定例參集ニ際シ總
委員會開催ノ趣ヲ傳ヘ同日拜謁終了
後議長ヨリ總委員會ノ指定アリ

出席者

原 議長

審査委員長

鈴木副議長

審査委員

石井顧問官

窪田顧問官

清水顧問官

南(弘)顧問官

奈良顧問官

松井顧問官

菅原顧問官

松浦顧問官

潮 顧問官

深井顧問官

二上顧問官

真野顧問官

大島顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

秘 院

區 密 院

闕席者

審査委員

- 三土 顧問官
- 伊澤 顧問官
- 南(次) 顧問官
- 泉二 顧問官
- 平生 顧問官
- 有馬 顧問官
- 林 顧問官
- 池田 顧問官

國務大臣

説明員

- 東條 内閣總理大臣
兼陸軍大臣
軍需大臣
- 重光 外務大臣
- 内田 農商大臣
- 森山 法制局長官
- 佐藤(達) 法制局参事官
- 宮内 法制局参事官
- 上村 外務省政務局長
- 安東 外務省條約局長

久保田外務書記官

松平外務書記官

園 外務書記官

高野外務書記官

廣島外務書記官

須山外務書記官

鈴木外務書記官

本多領事

久保大藏省外資局長

二宮陸軍大佐

白井陸軍少佐

市川海軍中佐

重政農商次官

寺田農商省水産局長

原田農商書記官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午前十時三十分開會)

鈴木審査委員長開會ヲ宣ス

東條内閣總理大臣ヨリ本案二件ノ政治的意義ニ付重光外務大臣ヨリソノ國ヲ繞ル國際情勢ニ付夫々説明アリ

石井委員ヨリ利權移讓ノ議定書第三條及漁業條約効力存續ノ議定書附屬交換公文第二號中ニ所謂現在ノ戰爭ノ意義其ノ他ニ付質問シ重光外務大臣及安東外務省條約局長ヨリ獨ソ戰大東亞戰ノ孰レトモ具體的ニ定メザリシ旨等説明アリ窪田委員ヨリ本案

兩件ノ取極ニ依リソノ側ノ進出ヲ促スモノニ非ズヤヲ問ヒ重光外務大臣ヨリ日ソ間ノ國交ハ調整ノ方向ニ向ヒ危惧ノ点ナシト思料セララル旨答辯アリ
清水委員ヨリ條約ト議定書ハ形式ヲ異ニシテ効力ヲ同一ナリトスル根據ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ孰レモ國家間ノ約束ニシテ廣キ意味ニ於ケル即チ憲法上ニ所謂條約ナルガ故ニ効力ニ差等ナキ旨安東外務省條約局長ヨリ國際約束ノ名稱トシテハ條約ト謂ヒ議定書ト謂ヒ明確ナル區別ヲ設クルモノニ非ザルモ今回ハ別ニ本條約ヲ存スルニ

由り敢て議定書ノ名稱ヲ採リタル旨説明アリ
 南(弘)委員ヨリ松岡前大臣ノ「ソ」國政府ニ宛テタ
 ル半公信ハ約束ナリヤヲ訊シ日「ソ」中立條約ニ
 依ル利害關係ハ日「ソ」雙方ニ同等ト認メラレ從
 テ將來日「ソ」兩國間ノ外交上利用セララルコト
 アルベキ利權ノ移讓ヲ漁業條約ノ効力存續
 ニ關スル取極ト同時ニ爲スノ必要ナルベシ
 トシ當局ノ所見ヲ求メ重光外務大臣及安東外
 務省條約局長ヨリ中立ハ日「ソ」雙方ノ希望ニ出
 テタルモ之ニ期待スル程度ニハ國際環境ニ應

ジ若干ノ差ナシト云フヲ得ズ松岡半公信ハ政
 府間ノ約束ニ非ザルモ之ニ因ム政治的的了解ハ
 兩國政府間ニ存在シ之ニ基キ本案ノ利權解消
 ノ措置ヲ執ラレタルモノニシテ漁業條約ノ五
 箇年安定ハ年々ノ暫行取極ニ當リ「ソ」側ヨリ新
 條件ノ提出アリタルニモ鑑ミ現下相當ノ意義
 アリト思料セラルル旨答辯アリ同委員ハ尚利
 權移讓ノ議定書第三條中ノ五百萬留及五萬頓
 ノ計算根據ヲ問ヒ安東外務省條約局長ヨリ政
 治的解決ノ結果ナル旨説明アリ

(休憩午後零時二十分—同一時三十分)
 奈良委員ヨリ中立條約ハ利権解消ヲ代償トス
 ル程ノ効果アリヤヲ問ヒ本案措置ノ外國ニ及
 ボス影響ヲ評シ重光外務大臣ヨリ現下ノ事態
 ニ於ケル日ソノ國交ノ現況ハ中立條約ノ効果ト
 目スヲ得ベク而シテ本案議定書ノ締結ハ我方
 讓歩ノ點ニ付免角ノ論ハアラシモ日ソノ中立
 關係ガ相當強固ナル印象ヲ世界各國ニ與フベ
 キ旨答辯アリ

菅原委員ヨリ漁業本條約ト本案議定書トノ關

係ヲ問ヒ安東外務省條約局長ヨリ漁業條約ヲ
 修正シ之ガ効力延長ヲ約シタルモノナル旨説
 明アリ

潮委員ヨリ利権ノ解消ニ因ル内外ノ影響ニ對
 スル對策ヲ問ヒ重光外務大臣ヨリ最善ヲ盡ス
 ベキ旨答辯アリ

深井委員ヨリ

(一) 中立條約ノ締結ニ依リ日本ノ滿洲ニ於ケ
 ル軍備ニ何等カノ影響アリタルヤヲ問ヒ東
 條内閣總理大臣ヨリ中立條約ノ締結ト我が

在滿兵力量トノ關係ニ付テハ確答シ得ザ
ルモ同條約ハ軍事上現在及將來ニ於テ相當
ノ價值アリト認メラレ現ニ大東亞戰爭殺發
後二年半ソノ聯ガ西部ニ勢力ヲ集中シアルハ
我方ニトリ幸ニシテ之ガ原因ノ一ハ中立條
約ノ存在ニ歸セラルベク今後亦大東亞戰爭
ヲ有利ニ進展セシムルニ付寄與スル所尠カ
ラザルベキ旨

(二) 浦塩經由ニ由ル米國ノ援ソノ物資ニ付評シ
東條内閣總理大臣ヨリ一九四二年ハ米國ノ

援ソノ全物資ノ約一五%一九四三年ハ其ノ二
八%ニ上リ最近ハ戰鬪資材ノ外生産擴充資
材生物活物資等ヲ含ム旨

(三) 利権ノ移讓ニ關スル議定書本文中ノ了解
ノ意義ヲ問ヒ安東外務省條約局長ヨリ具體
的事項ヲ指スモノニ非ズシテ政治的ノ了解ノ
意味ナル旨

(四) 本案ノ措置ニ伴フ北樺太石油及鑛業兩株
式會社ニ對スル補償額ヲ問ヒ石渡大藏大臣
ヨリ大体三千萬圓見當ナル旨

(五) 漁區經營ニ關スル送金手續ノ變更ヲ評シ
久保大藏省外資局長ヨリ我方若干ノ不利ヲ
免レザルモ政治的見地ヨリ已ムコトヲ得ザ
ル旨 夫々答辯アリ

二上委員ヨリ

(一) 利権移讓ノ議定書第一條ニ於テ權利ノ讓
渡ニ付第一項ヲ置キ權利ノ基礎タル契約ノ
廢止ニ付第二項ヲ置クノ必要如何ヲ問ヒ安
東外務省條約局長ヨリ第一項ハ原則ヲ第二
項ハ之ニ伴フ具体的問題ヲ取極メタルモノ

ナル旨

(二) 漁業條約効力存續ノ議定書附屬交換公文
第四號ノ不公表ノ理由ヲ問ヒ安東外務省條
約局長ヨリ円ノ換算率ヲ中外ニ公示スルヲ
憚リタルニ因ル旨 夫々答辯アリ

眞野委員ヨリ石炭ニ付今後ノ權利ヲ何等留保
セザリシ所以ヲ問ヒ安東外務省條約局長ヨリ
現在炭田ハ殆ンド休止ノ狀況ニ付將來ニ於テ
ル石炭ノ獲得ニ付テモ之ヲ約セザリシ旨東條
内閣総理大臣ヨリ今日ニ於テハ之ニ依存スル

區
密
完

必要ヲ認メザル旨、夫々答辯アリ
小幡委員ヨリ五年後ニ於ケル漁業條約ノ運命
ニ付テノ見透ヲ問ヒ重光外務大臣ヨリ從來ゾ
側ニ於テ漁業條約廢止ノ希望ヲ表明シタルコ
トナキニ由リ其ノ點ニ關スル問題ハナシト思
料スルモ其ノ他ノ點ニ付明確ナル見透ヲ爲ス
コト難キ旨答辯アリ
三土委員ヨリ漁業條約ノ効力存續ニ關スル
議定書第一條ニ所謂條件ニ付質問シ安東外務
省條約局長ヨリ答辯アリ

伊澤委員ヨリ本案兩件ニ關聯スル政治問題ニ
付所見ノ開陳アリ
泉ニ委員亦簡單ニ所見ヲ述ブ
鈴木委員長ハ以上ヲ以テ質問終了ト認メ大臣
及説明員ノ退席ヲ求ム
(大臣及説明員退席)
其レヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ノ二件
ハ此ノ儘可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以
テ議決ス仍テ鈴木委員長閉會ヲ宜ス

(午後四時閉會)

昭和十八年勅令第八百五十二號高等試験ノ停止ニ關スル件中改正ノ件外四件第一回審査委員會

昭和十九年十二月二十日(水曜日)樞密院事務所ニ於テ開會

出席者

鈴木 議長

清水 副議長

審査委員長

樞
密
院